



平成28年度 第1回 日進市地域包括ケア検討会議

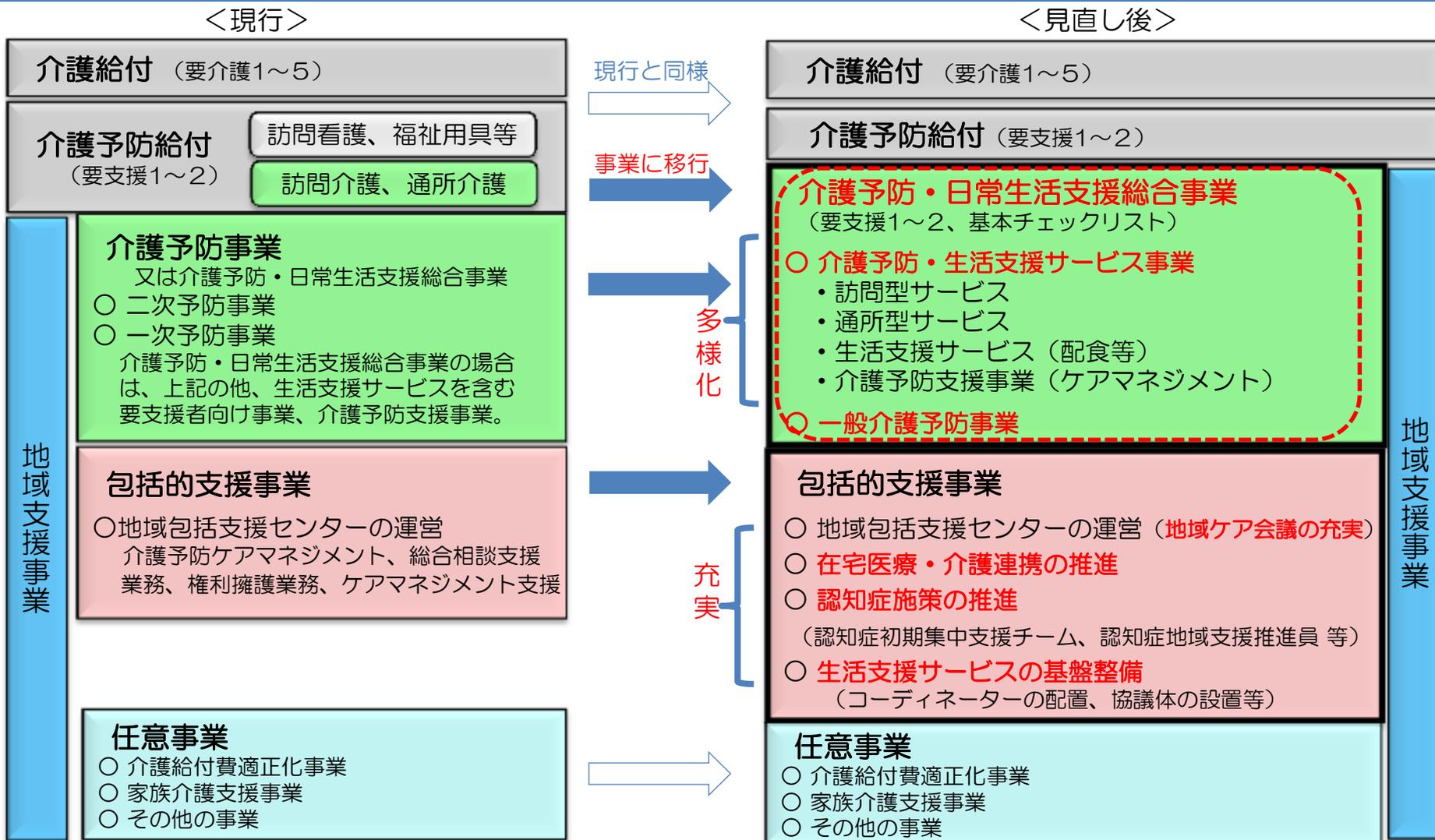
平成28年8月24日
日進市健康福祉部



(1) 介護予防・日常生活支援総合事業について

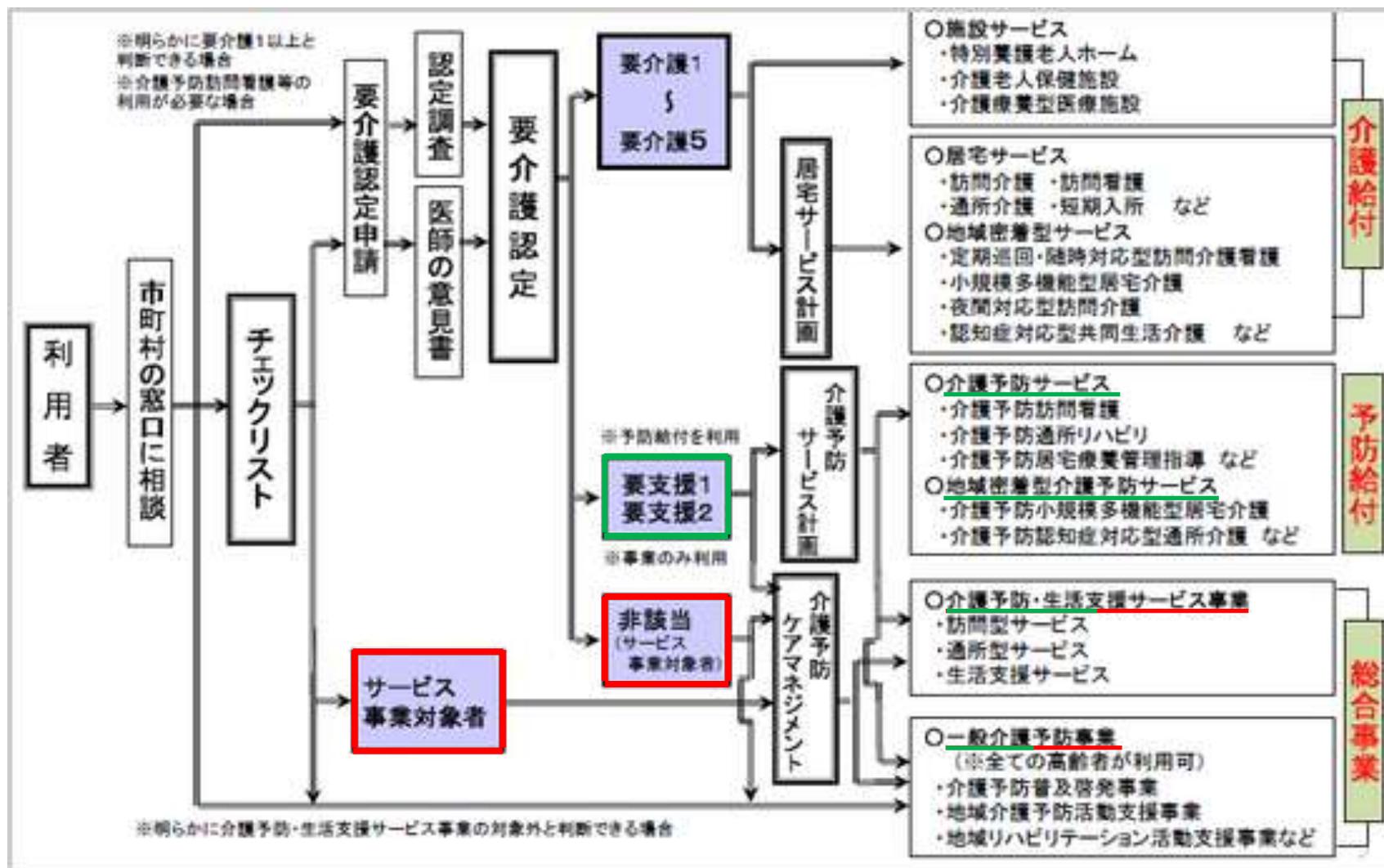


総合事業の制度的位置付け





サービス利用の手続き





総合事業への移行時期について



		平成28年					平成29年	
		8月	9月	10月 事業開始	11月	12月	8月	9月 完全移行
新規要支援認定者				▲				
更新認定者	H28.10/1更新			▲				
	H28.11/1更新		●	▲	更新			
	H28.12/1更新			●		更新		
	H29.9/1更新							更新

【総合事業移行時期の判断】

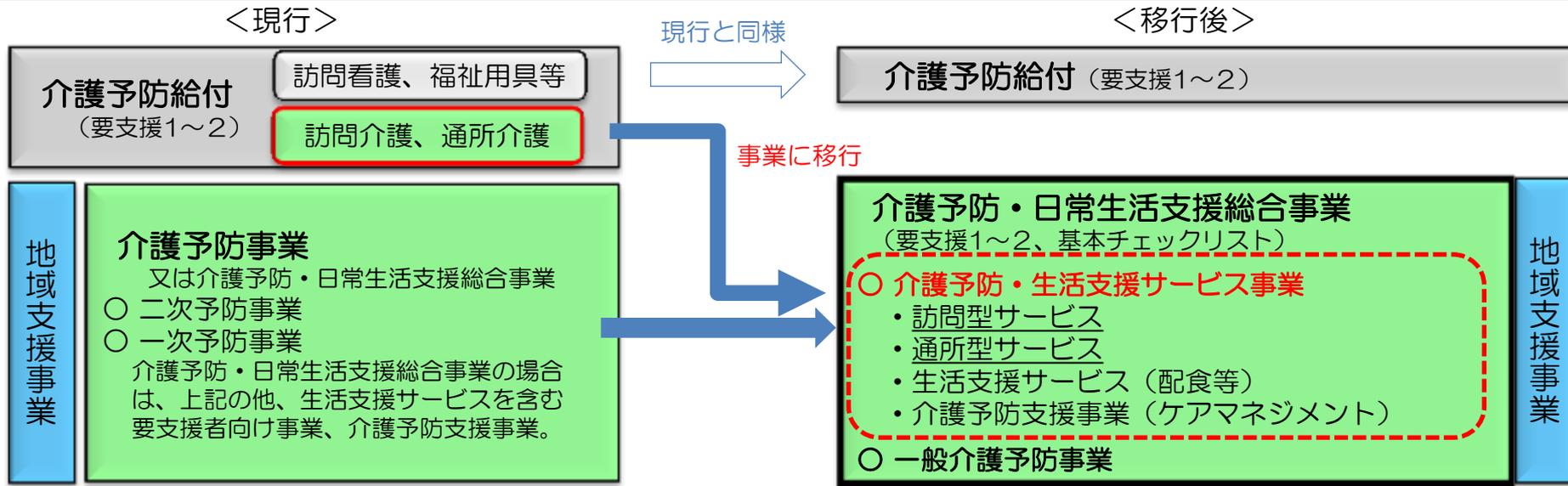
- 新規要支援認定者・・・平成28年10月1日以降の申請時
- 更新申請で要支援認定者・・・平成28年10月1日以降の初回更新認定時

<事例>

- 認定は受けているが、これまでサービス利用がなく、平成28年10月1日以降にサービス利用となる場合
→初回更新認定を迎える前は、更新までは基本的に予防給付を利用。



現要支援認定者のサービス利用について



【サービス利用について】

1) 移行前 (更新前) … 介護予防給付のみ

- サービス計画 … ケアプラン
- 訪問介護 … 現行給付サービス
- 通所介護 … 現行給付サービス

2) 移行後 (更新後) … 介護予防・生活支援サービス事業 + 介護予防給付 (必要時)

- サービス計画 … ケアプラン (給付利用有の時) または ケアマネジメント (給付利用無の時)
- 訪問型サービス … 現行相当サービス (みなし指定等) + 訪問型サービスA~D
- 通所型サービス … 現行相当サービス (みなし指定等) + 通所型サービスA~C



基本チェックリストについて



日進市介護予防・日常生活支援総合事業 基本チェックリスト

記入年月日 年 月 日

氏名	男・女	電話番号	介護保険番号	
住所	日進市	生年月日	大昭年 月 日	
No.	質問項目	回答(いずれかに口をつけてください)		判定
1	バスや電車で1人で外出していますか	0. はい	1. いいえ	/5
2	日用品の買い物をしていますか	0. はい	1. いいえ	
3	預貯金の出し入れをしていますか	0. はい	1. いいえ	
4	友人の家に訪ねていますか	0. はい	1. いいえ	
5	家族や友人の相談にのっていますか	0. はい	1. いいえ	
6	階段を手すりや壁をつたわらずに昇っていますか	0. はい	1. いいえ	/5
7	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	0. はい	1. いいえ	
8	15分間休憩を多めていますか	0. はい	1. いいえ	
9	この1年間に転んだことがありますか	1. はい	0. いいえ	
10	転倒に対する不安は大きいですか	1. はい	0. いいえ	
11	6ヶ月間で2〜3kg以上の体重減少はありましたか	1. はい	0. いいえ	/2
12	身長 cm 体重 kg (※BMI)	1. はい	0. いいえ	
13	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	1. はい	0. いいえ	/3
14	お茶や汁物等でむせることがありますか	1. はい	0. いいえ	
15	口の傷をが気になるですか	1. はい	0. いいえ	
16	週に1回以上は外出していますか	0. はい	1. いいえ	/2
17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか	1. はい	0. いいえ	
18	周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあると言われますか	1. はい	0. いいえ	/3
19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか	0. はい	1. いいえ	
20	今日が何月何日かわからない時がありますか	1. はい	0. いいえ	
21	(ここ2週間)毎日の生活に充実感がない	1. はい	0. いいえ	/5
22	(ここ2週間)これまで楽しんでやれていたことが楽しくなくなった	1. はい	0. いいえ	
23	(ここ2週間)以前は楽にできていたことが今ではおっくうに感じられる	1. はい	0. いいえ	
24	(ここ2週間)自分が役に立つ人間だと思えない	1. はい	0. いいえ	
25	(ここ2週間)わけもなく疲れたような感じがする	1. はい	0. いいえ	

※BMI=体重(kg)÷身長(m)÷(m)が1日、5未満の場合をいう。

交付者

この基本チェックリストは、総合事業での介護予防・生活支援サービス事業の利用に当たり、日進市介護福祉課及び地域包括支援センター等の関係機関に情報提供されることについて同意します。 本人氏名

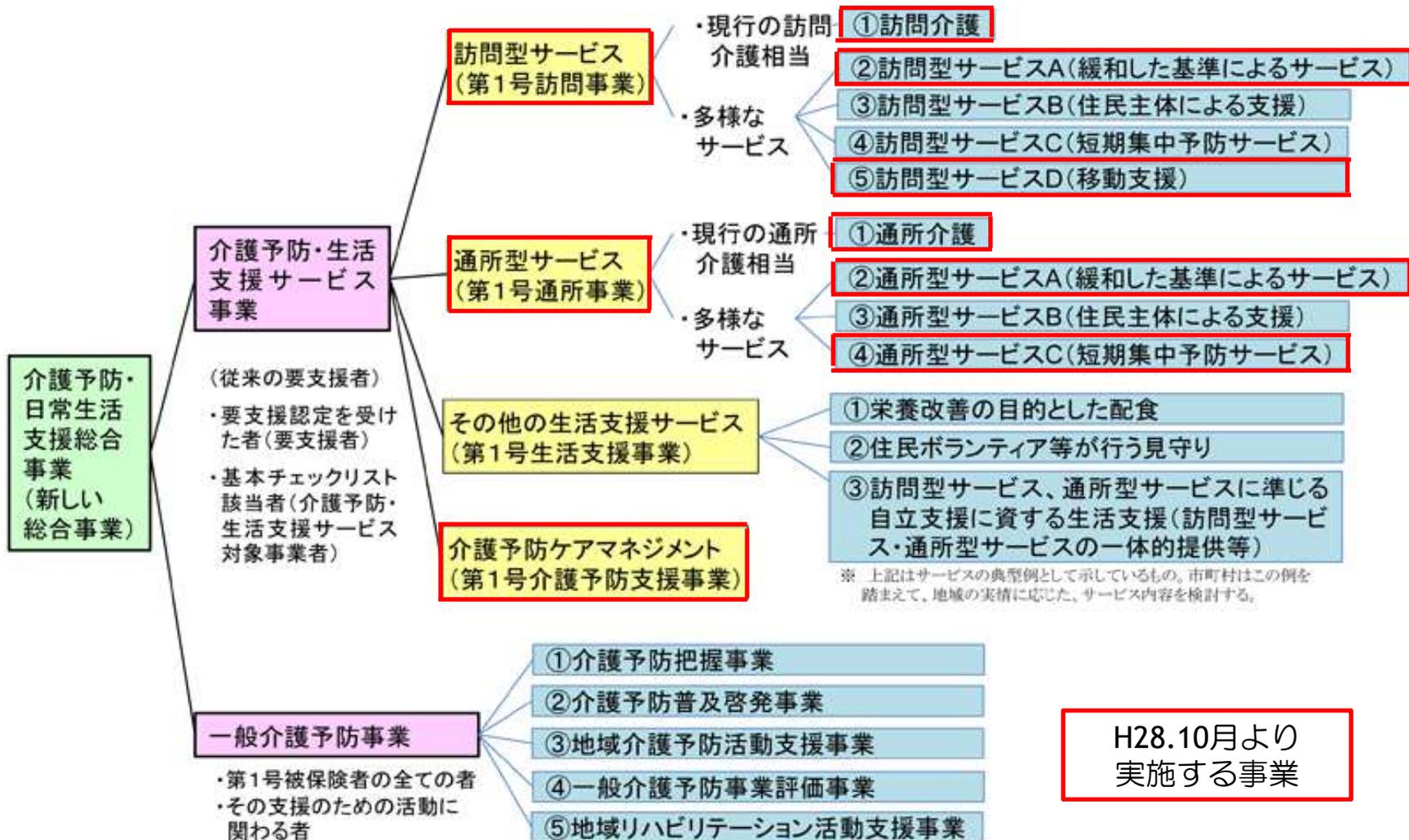
総合事業対象の判断基準

25項目の質問を実施し、下記のいずれかに該当した方がサービス事業対象者となる。

- ①質問項目No.1~20までの20項目のうち10項目以上に該当 ⇒【虚弱】
- ②質問項目No.6~10までの5項目のうち3項目以上に該当 ⇒【運動器】
- ③質問項目No.11~12の2項目の全てに該当 ⇒【栄養】
- ④質問項目No.13~15までの3項目のうち2項目以上に該当 ⇒【口腔】
- ⑤質問項目No.16に該当 ⇒【閉じこもり】
- ⑥質問項目No.18~20までの3項目のうち2項目以上に該当 ⇒【認知症】
- ⑦質問項目No.21~25までの5項目のうち2項目以上に該当 ⇒【うつ】



介護予防・生活支援サービス事業の構成



出典「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン」



①訪問型サービス(第1号訪問事業)



ガイドラインで示された類型	実施時期	サービス提供者	実施方法
<u>現行の訪問介護相当</u>	平成28年10月から	指定事業者 (みなし指定・新規指定)	事業者指定
<u>訪問型サービスA</u> (緩和した基準によるサービス)	平成28年10月から	指定事業者 (新規指定)	事業者指定
訪問型サービスB (住民主体による支援)	—	—	—
訪問型サービスC (短期集中予防サービス)	—	—	—
<u>訪問型サービスD</u> (移動支援)	平成28年10月から	NPO・ボランティア等 (補助・助成)	補助(助成)

※名称については検討中です。



①訪問型サービス(現行と基準緩和)



国のガイドライン類型	現行の訪問介護相当	緩和基準 (A型)	
名称	介護予防訪問サービス (現行相当)	仮) 訪問型サービスA (一体型)	仮) 訪問型サービスA (単独型)
事業実施主体	既存の介護予防訪問介護指定事業者	既存の介護予防訪問介護事業者	新規参入事業者
サービス対象者	<ul style="list-style-type: none"> 既にサービス利用をしており、サービス利用の継続が必要と認められる者 医療的配慮が必要な者 等 	要支援者 基本チェックリスト対象者	
ケアプラン (ケアマネジメント)	従来ケアプラン (ケアマネジメントA)	従来ケアプラン (ケアマネジメントA)	
提供するサービス	身体介護+生活援助	介護保険法に規定される生活援助項目(料理・洗濯・掃除・生活必需品の買い物・ゴミ出し・ベッドメイキング・衣類の整理・衣服の修理・薬の受け取り)※自立支援(代行サービスではない)	
サービス概要の頻度	ケアマネジメントに基づき決定 (週1日~2日) ※様態により利用時間は異なる。	ケアマネジメントに基づき決定(週1日~2日) 1時間程度の利用時間を想定	
事業所指定/委託	事業者指定	事業者指定	
単価等	週1回: 1,168単位/月 週2回: 2,335単位/月 ※現行の介護予防訪問介護と同額	200単位/回	
利用者負担	1割または2割負担	1割または2割負担	
請求方法	国保連合会経由	国保連合会経由	
事業開始	平成28年10月	平成28年10月	



①訪問型サービス（人員・設備基準）



国のガイドライン類型	現行の訪問介護相当	緩和基準（A型）	
名称	介護予防訪問サービス （現行相当）	仮）訪問型サービスA （一体型）	仮）訪問型サービスA （単独型）
人員	<ul style="list-style-type: none"> 管理者：常勤・専従1以上 訪問介護員等：常勤換算2.5以上 【要件】 介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者 <ul style="list-style-type: none"> サービス提供責任者：常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人に1人以上 【要件】 介護福祉士、実務者研修修了者、3年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修等修了者	左記「介護予防訪問事業」人員基準を満たすことに加え、A型サービス利用者の数に応じて必要数 ※従事者については、 <u>一定の研修受講者も可能</u>	<ul style="list-style-type: none"> 管理者：専従1以上 訪問事業責任者：必要数 従事者：必要数 【要件】 <u>一定の研修受講者等</u> ※支障がない場合、同一敷地の他の職務との兼務可
設備	事業の運営に必要な広さを有する占有の区画および必要な設備、備品	同左	



②通所型サービス(第1号通所事業)



ガイドラインで示された類型	実施時期	サービス提供者	実施方法
<u>現行の通所介護相当</u>	平成28年10月から	指定事業者 (みなし指定・新規指定)	事業者指定
<u>通所型サービスA</u> (緩和した基準によるサービス)	平成28年10月から	指定事業者 (新規指定)	事業者指定
通所型サービスB (住民主体による支援)	—	—	—
<u>通所型サービスC</u> (短期集中予防サービス)	平成28年10月から	委託事業者	委託

※名称については検討中です。



②通所型サービス(現行と基準緩和)



国のガイドライン類型	現行の通所介護相当	緩和基準 (A型)	
名称	介護予防通所サービス (現行相当)	仮) 通所型サービスA (一体型)	仮) 通所型サービスA (単独型)
事業実施主体	既存の介護予防通所介護指定事業者	既存の介護予防通所介護事業者	新規参入事業者
サービス対象者	<ul style="list-style-type: none"> 既にサービス利用をしており、サービス利用の継続が必要と認められる者 等 	要支援者 基本チェックリスト対象者	
ケアプラン (ケアマネジメント)	従来のケアプラン (ケアマネジメントA)	従来のケアプラン (ケアマネジメントA)	
提供するサービス	機能訓練・生活援助・送迎	機能訓練・送迎	
サービス概要の頻度	ケアマネジメントに基づき決定 (週1日～2日) ※様態により利用時間は異なる。	ケアマネジメントに基づき決定 (週1日～2日) 2～3時間程度の利用時間を想定	
事業所指定/委託	事業者指定	事業者指定	
単価等	週1回：1,647単位/月 週2回：3,337単位/月 ※現行の介護予防通所介護と同額	350単位/回 (送迎有) 300単位/回 (送迎無)	
利用者負担	1割または2割負担	1割または2割負担	
請求方法	国保連合会経由	国保連合会経由	
事業開始	平成28年10月	平成28年10月	



②通所型サービス（人員・設備基準）



国のガイドライン類型	現行の通所介護相当	緩和基準（A型）	
名称	介護予防通所サービス （現行相当）	仮）通所型サービスA （一体型）	仮）通所型サービスA （単独型）
人員	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者：常勤・専従1以上※ ・生活相談員：専従1以上 ・看護職員：専従1以上※ ・介護職員 ～15人：専従1以上 15人～：利用者1人に専従0.2以上 ・機能訓練指導員：1以上 <p>※支障がない場合、同一敷地の他の職務との兼務可</p>	<p>左記「介護予防通所事業」人員基準を満たすことに加え、A型サービス利用者の数に応じて必要数</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者：専従1以上 ・従事者 ～15人：専従1以上 15人～：利用者1人に必要数 <p>※支障がない場合、同一敷地の他の職務との兼務可</p>
設備	<p>食堂・機能訓練室(3㎡×利用定員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・静養室、相談室、事務室 ・消化設備その他非常災害に必要な設備 <p>設備等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要なその他の設備・備品 	<p>サービスを提供するために必要な場所（3㎡×利用定員） 必要な設備等</p>	



②通所型サービス（体系イメージ）



通所型サービスのイメージ

【集中介入期】

心身の機能改善、生活行為機能改善を図る。

【回復期】

心身の機能改善・維持を図る（一部生活援助等あり）。

【生活期】

心身の機能維持を図る。

回復期

集中介入期

- 通所リハ…機
(通所C型①)…生+機

廃用症候群からの脱却
(3ヶ月～6ヶ月)

- 通所現行…生+機

- 通所A型…機
- 通所C型②…機
(足腰おたっしゃクラブ)
(健口・健食げんきクラブ)

生活期通所に参加できる
体力づくり

生活期

(通所B型…機)

- 一般介護予防事業…機
(ゆうゆう体操教室)
(オープン回想法)
(いきいき貯筋クラブ)

- 福社会館事業…機
(コミュニティサロン)
(おたっしゃハウス)

- つどいの場…機
(ぷらっとホーム)
(ふれあいいきいきサロン)
(ほっとカフェ)
(にっしん体操スポット)

状態の維持
(通年)

市介護予防
サポーター
(養成)

市運動普及推進員・体操指導員等
県介護予防リーダー等

生…生活援助等
機…機能改善等



介護予防マネジメントの類型について



日進市では下記の3種類を実施します。

国が示す類型	対象	内容
ケアマネジメントA (原則的なケアマネジメント)	現行相当サービス、緩和サービス(A型)、 短期集中サービス(C型)を利用する場合	現行と同じ
ケアマネジメントB (簡略化したケアマネジメント)	委託事業 (通所型C：足腰おたっしゃクラブ) (〃 〃 ：健口・健食げんきクラブ)	現行を一部簡略
ケアマネジメントC (初回のみケアマネジメント)	ケアマネジメントの結果、一般介護予防事 業等を利用する場合	初回のみ

※居宅介護支援事業所へ委託するのは、介護予防ケアマネジメントA (原則的なケアマネジメント) を行うケースで、下記のような場合です。

- 既存の要支援認定者
- 既存の要支援認定者が認定有効期間終了後に、更新申請をせずにチェックリストで事業対象者となった場合
- 新規(要支援認定者・事業対象者)で、初回のケアマネジメントを実施し、1クール(概ね3ヶ月)終了後

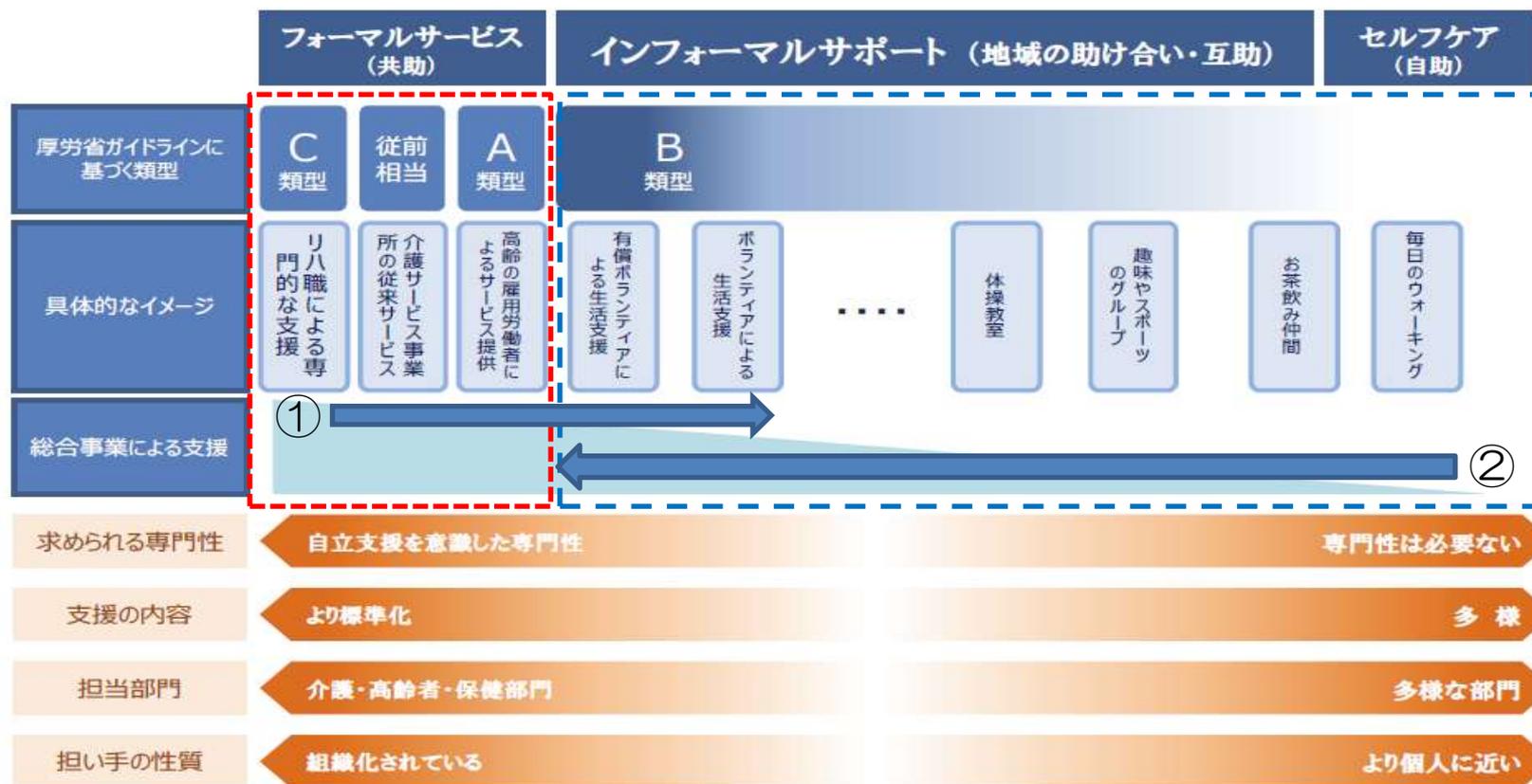


自立支援型の介護予防ケアマネジメント



本人の「自発性・参加意欲」と「継続性」をキーとした活動展開が必要

＜図表 8：ガイドラインの類型から考える「サービスづくり」と「地域づくり」＞



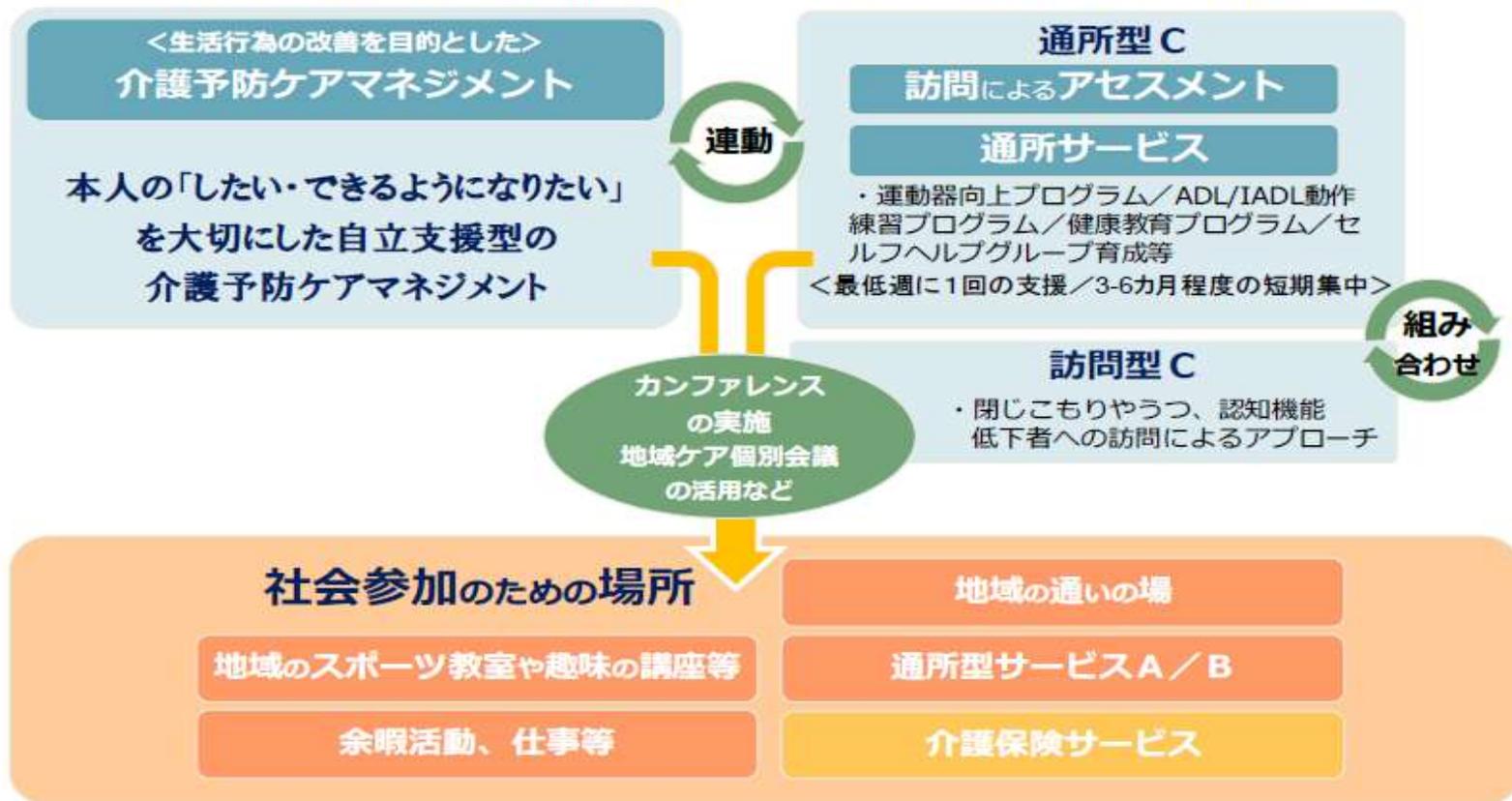
出典：新しい総合事業の移行戦略（三菱UFJリサーチ&コンサルティング）



自立支援型の介護予防ケアマネジメント



＜図表 11：C 類型を例としたケアマネジメントのプロセスイメージ＞



※「生活行為」とは、個人の活動として行う排泄、入浴、調理、買い物、趣味活動等の行為をいう。（通所リハビリテーション注9留意事項通知[老企第36号 第2の8(12)]より）

出典：新しい総合事業の移行戦略（三菱UFJリサーチ&コンサルティング）



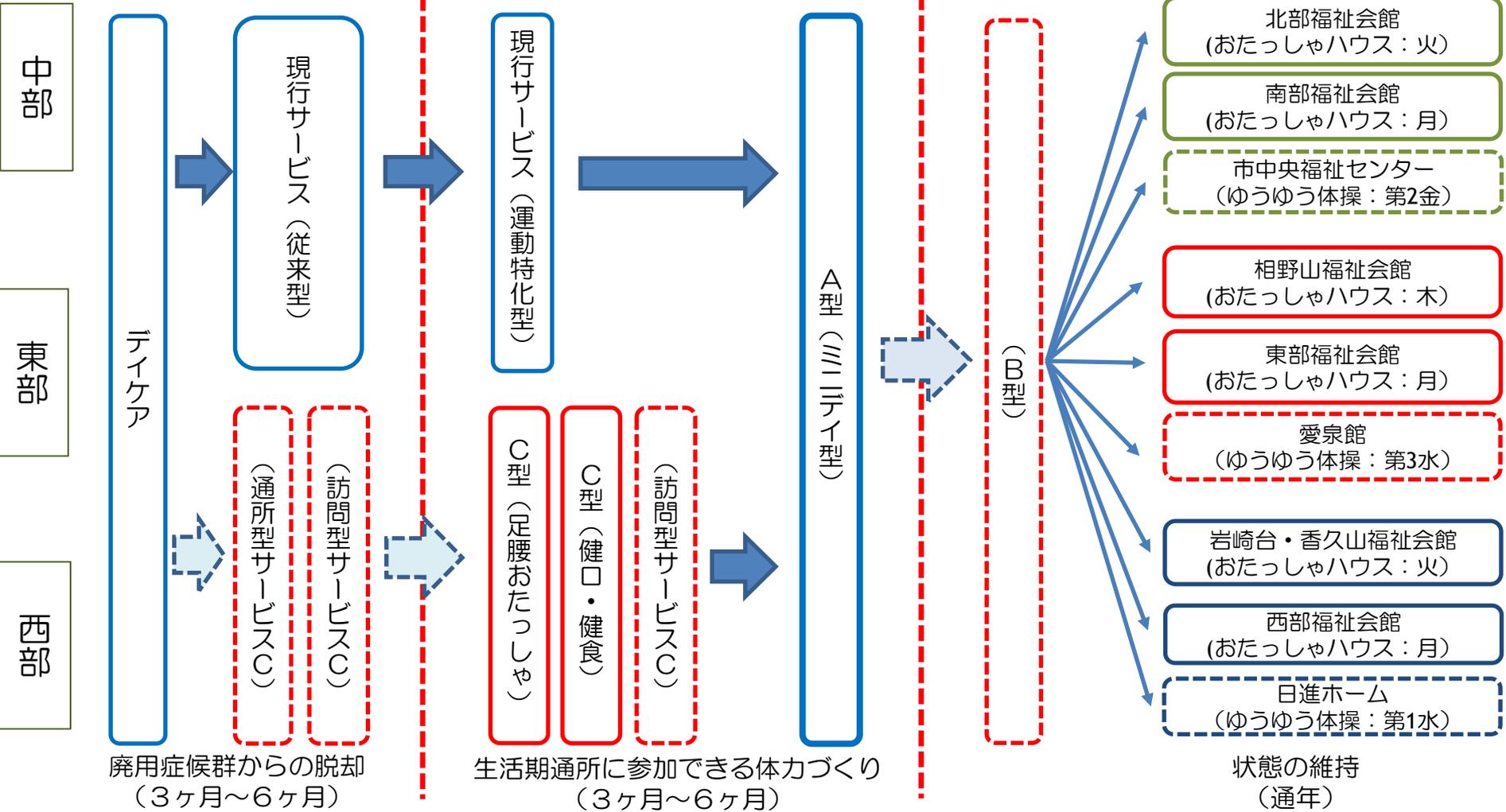
総合事業による介護予防イメージ



【集中介入期】

【回復期】

【生活期】







(2) 生活支援体制整備事業について



生活支援体制整備事業について



○生活支援体制整備事業

(1) 目的

単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症の高齢者が増加する中、医療・介護のサービス提供のみでなく、生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化を図るとともに、高齢者の社会参加の推進を一体的に図る。

(2) 実施事業

①生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置

高齢者の生活支援等サービスの体制整備を推進していくことを目的として、地域において、生活支援等サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たすコーディネーターを配置。

②協議体の設置

市町村が主体となり、各地域におけるコーディネーターと生活支援等サービスの提供主体等が参画し、定期的な情報共有及び連携強化の場として、中核となるネットワーク会議を設置。





生活支援体制整備事業について



(コーディネーターと協議体によるコーディネート機能の考え方)

日常生活ニーズ調査や地域ケア会議等により、地域の高齢者支援のニーズと地域資源の状況を把握していくことと連携しながら、地域における以下の取組を総合的に支援・推進。

- ① 地域のニーズと資源の状況の見える化、問題提起
- ② 地縁組織等多様な主体への協力依頼などの働きかけ
- ③ 関係者のネットワーク化
- ④ 目指す地域の姿・方針の共有、意識の統一
- ⑤ 生活支援の担い手の養成やサービスの開発
(担い手を養成し、組織化し、担い手を支援活動につなげる機能)
- ⑥ ニーズとサービスのマッチング

コーディネート機能は、概ね以下の3層で展開されることが考えられるが、生活支援体制整備事業は第1層・第2層の機能を充実し、体制整備を推進していくことが重要。

- ・第1層 市町村区域で①～⑤を中心に行う機能
- ・第2層 日常生活圏域（中学校区域等）で、第1層の機能の下、①～⑥を行う機能
- ・第3層 個々の生活支援等サービスの事業主体で、利用者と提供者をマッチングする機能

出典：介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン



生活支援コーディネーターについて



(コーディネーターの目的・役割等)

① コーディネーターの設置目的

市町村が定める活動区域ごとに、関係者のネットワークや既存の取組・組織等も活用しながら、上記のコーディネート業務を実施することにより、地域における生活支援等サービスの提供体制の整備に向けた取組を推進することを目的とする。

② コーディネーターの役割等

- ・ 生活支援の担い手の養成、サービスの開発 (第1層、第2層)
- ・ 関係者のネットワーク化 (第1層、第2層)
- ・ ニーズとサービスのマッチング (第2層)



③ 配置

地域包括支援センターとの連携を前提とした上で、配置先や市町村ごとの配置人数等は限定せず、地域の実情に応じた多様な配置を可能とする。

④ コーディネーターの資格・要件

地域における助け合いや生活支援等サービスの提供実績のある者、または中間支援を行う団体等であって、地域でコーディネート機能を適切に担うことができる者。

出典：介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン



協議体について



(協議体の目的・役割等)

① 協議体の設置目的

生活支援等サービスの体制整備に向けて、多様な主体の参画が求められることから、市町村が主体となって、「定期的な情報の共有・連携強化の場」として設置することにより、多様な主体間の情報共有及び連携・協働による資源開発等を推進することを目的とする。

② 協議体の役割等

- ・ コーディネーターの組織的な補完
- ・ 地域ニーズの把握（アンケート調査やマッピング等の実施）
- ・ 情報の見える化の推進
- ・ 企画、立案、方針策定を行う場
- ・ 地域づくりにおける意識の統一を図る場
- ・ 情報交換の場
- ・ 働きかけの場

(例)

- ・ 地域の課題についての問題提起
- ・ 課題に対する取組の具体的協力依頼
- ・ 他団体の参加依頼（A団体単独では不可能な事もB団体が協力することで可能になることも）



出典：介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン



協議体について



③協議体の設置主体

市町村と第1層のコーディネーターが協力して地域の関係者のネットワーク化を図り、協議体を設置する。

※地域の実情に応じた様々なネットワーク化の手法が考えられるため、既に類似の目的を持ったネットワーク会議等が開催されている場合は、その枠組みを活用することも可能。協議体の事務局については、市町村におかないことも考えられ、地域の実情に応じた形で実施可能。

※特定の事業者の活動の枠組みを超えた協議が行われることが重要であり、例えば、当面は、市町村が中心となって協議の場を設けるなどし、関係者間の情報共有を目的とした緩やかな連携の場を設置することも一つの方法。

④協議体の構成団体等

- 行政機関（市町村、地域包括支援センター等）
- コーディネーター
- 地域の関係者（NPO、社会福祉法人、社会福祉協議会、地縁組織、協同組合、民間企業、ボランティア団体、介護サービス事業者、シルバー人材センタ等）

※この他にも地域の実情に応じて適宜参画者を募ることが望ましい。

出典：介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン



日進市の取組みについて



(1) 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置

①第1層生活支援コーディネーター

市全域への生活支援サービスの開発・普及や基盤整備を推進する役割

【団体】日進市社会福祉協議会

【時期】平成28年7月～

②第2層生活支援コーディネーター

各日常生活圏域の生活支援サービス提供団体間の連携協働を促進する役割

【団体】公募により3者選定

（中部地区・東部地区・西部地区に各1者）

【時期】平成28年10月～



(2) 協議体の設置

①第1層協議体（地域包括ケア検討会議の部会として設置予定）

【役割】市全域でのサービス・資源の開発や基盤整備

【時期】平成28年10月頃（予定）

②第2層協議体

【役割】サービスを提供するための日常的な連携や調整

【時期】検討中





生活支援コーディネーターの配置（第1層）



第1層生活支援コーディネーター

【管轄】市全域

【団体】日進市社会福祉協議会

【時期】平成28年7月～

【H28業務内容】

(1) 資源開発

ア 現状の社会資源の把握及び分析

イ 地域の不足するサービス・支援の創出

ウ サービス・支援の担い手の養成

エ 元気な高齢者などが担い手として活動できる場の確保等

(2) ネットワーク構築

ア 関係者間の情報共有

イ サービス提供主体間の連携体制づくり

ウ 第2層生活支援コーディネーターとの連携・指揮

(3) 地域包括支援センター主催による個別地域ケア会議への参加

(4) 協議体の運営

ア (仮称)生活支援体制整備に検討部会の運営

イ 地域支え合い円卓会議の運営





生活支援コーディネーターの配置（第2層）



第2層生活支援コーディネーター

【管轄】 各日常生活圏域（中部・東部・西部地区）

【団体】 公募により3者選定

【時期】 平成28年10月～

【H28業務内容】

（1）資源開発

- ア 現状の社会資源の把握及び分析
- イ 地域の不足するサービス・支援の創出
- ウ サービス・支援の担い手の養成
- エ 元気な高齢者などが担い手として活動できる場の確保等

（2）ネットワーク構築

- ア 関係者間の情報共有
- イ サービス提供主体間の連携体制づくり

（3）地域包括支援センター主催による個別地域ケア会議への参加

（4）協議体

- ア （仮称）生活支援体制整備に係る検討部会および地域支え合い円卓会議への参加
- イ 第2層協議体の設置検討





コーディネーターの配置・役割等のイメージ

